

# 介護保険 福祉用具購入の手引き

(事業者向け)



**沖縄県介護保険広域連合**

(令和7年4月発行)  
沖縄県介護保険広域連合

# 介護保険 福祉用具購入の手引き

## 1. 福祉用具購入費の概要

在宅で生活されている要支援 1～2・要介護 1～5と認定を受けている被保険者が「指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所」から特定福祉用具・特定介護予防福祉用具（入浴や排せつに用いる貸与になじまない福祉用具で厚生労働大臣が定めたもの）を購入したときは、市町村が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り居宅介護（介護予防）福祉用具購入費が支給されます。

## 2. 福祉用具購入できる事業所

保険給付の対象となるのは、指定を受けた特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売事業所での購入に限る。

## 3. 福祉用具購入するためには

担当のケアマネジャー（介護支援専門員）にご相談してください。  
担当のケアマネジャーがいない場合には、指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員にご相談ください。

## 4. 福祉用具購入の保険給付額

福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度（4月から翌年3月）で10万円です。領収日時点の利用者負担割合に応じて福祉用具購入費が支給されます。

なお、利用者負担割合は「介護保険負担割合証」にて確認してください。

| 利用者負担割合 | 給 付                            |
|---------|--------------------------------|
| 1割      | 年度間10万円までの購入費用について、9割給付（上限9万円） |
| 2割      | 年度間10万円までの購入費用について、8割給付（上限8万円） |
| 3割      | 年度間10万円までの購入費用について、7割給付（上限7万円） |

### ※保険料滞納者の給付制限

保険料の滞納（原則1年6ヵ月）があると給付の一時差止と保険給付額からの滞納保険料分の控除が行われます。また、保険料未納期間に応じて保険給付率が7割（7割給付対象は6割）に引き下げられます。「介護保険被保険者証」を確認してください。

### ●保険給付額の例

| 事 例             | 1割（自己負担） | 2割（自己負担） | 3割（自己負担） |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 購入費用30,000円の場合  | 3,000円   | 6,000円   | 9,000円   |
| 購入費用120,000円の場合 | 30,000円  | 40,000円  | 50,000円  |

## 5. 対象となる福祉用具

| 種 目               | 機能または構造  |
|-------------------|--|
| 1 腰掛便座            | <p>次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>①和式便座の上に置いて腰掛式に変換するもの。(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む)。</p> <p>②洋式便器の上に置いて高さを補うもの。</p> <p>③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。</p> <p>④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p>   |
| 2 自動排泄処理装置の交換可能部品 | <p>自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。</p> <p>(専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。)</p>  |
| 3 排泄予測支援機器        | <p>利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シートの関連製品は除かれる。</p>  |
| 4 入浴補助用具          | <p>入浴の際に座位の保持や浴槽への出入りなどの補助を目的とする用具で次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>①入浴用いす …座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。</p> <p>②浴槽用手すり …浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。</p> <p>③浴槽内いす …浴槽内に置いて利用することができるものに限る。</p> <p>④入浴台 …浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。</p> <p>⑤浴室内すのこ …浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。</p> <p>⑥浴槽内すのこ …浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。</p> <p>⑦入浴用介助ベルト…居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。</p> |
| 5 簡易浴槽            | <p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。</p>  |
| 6 移動用リフトのつり具の部分   | <p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。</p>   |

|          |  |
|----------|--|
| 7 スロープ   | 主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のもは除く。<br>※貸与と販売のどちらかを選択できます。                                 |
| 8 歩行器    | 歩行が困難な人の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。<br>※貸与と販売のどちらかを選択できます。 |
| 9 歩行補助つえ | カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。松葉杖は除く。<br>※貸与と販売のどちらかを選択できます。  |

## 6. 支払方法

### (1) 償還払い

被保険者が事業者で費用の全額を支払い、福祉用具購入申請を市町村の窓口へ提出した後、自己負担分を除いた金額（保険給付額）を保険者が利用者へ支給します。

### (2) 受領委任払い

受領委任払いの登録事業者を利用する場合、被保険者は自己負担分である 1～3 割を事業者へ支払い、保険給付分の 9～7 割は事業者が市町村へ申請し受領します。

受領委任払いの登録者名簿は沖縄県介護保険広域連合のホームページでご確認ください。

受領委任払い事業者として、事前に登録申請が必要です。詳しくは財政給付係まで

### 受領委任払い制度を利用出来ない方

- 病院、施設等へ入院・入所中の方
- 介護保険認定申請中の方
- 被保険者証に「支払方法変更・給付額減額」の記載がある方
- 保険給付の一部または全部の「差し止め」がされている方
- 生活保護受給者

## 7. 支給申請書に必要な書類

### (1) 償還払いの場合

- ①介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請 様式第7号（第24関係）
- ②介護保険福祉用具を要する理由書 様式第7号の2（第24関係）
- ③カタログ、パンフレット等の購入した用具や金額が分かるもの
- ④福祉用具サービス計画書（基本情報・利用計画）
- ⑤ケアプラン
- ⑥領収書
- ⑦※生活保護受給者の場合は「委任状」添付
- ⑧通帳の写し  
※被保険者本人以外の口座へ振り込む場合は「介護保険給付に係る代理人指定届書」
- ⑨排泄予測支援機器購入の場合の場合
  - ・医学的所見が確認できる書面（膀胱機能）
  - ・排泄予測支援機器確認調書

### (2) 受領委任払いの場合

- ①介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請（受領委任払い用）  
様式第6号（第8関係）
- ②介護保険福祉用具を要する理由書 様式第7号の2（第24関係）
- ③カタログ、パンフレット等の購入した用具や金額が分かるもの
- ④福祉用具サービス計画書（基本情報・利用計画）
- ⑤ケアプラン
- ⑥領収書
- ⑦排泄予測支援機器購入の場合の場合
  - ・医学的所見が確認できる書面（膀胱機能）
  - ・排泄予測支援機器確認調書

## 領収書作成例（償還払い）

特定福祉用具販売事業者は、利用者から支払いを受けた場合は、利用者に対し、以下の事項を記載した領収書を交付して下さい。

- ①被保険者本人様のフルネーム
- ②領収額
- ③製造業者及び販売した福祉用具の種目名、商品名（型式含む）
- ④領収日
- ⑤販売事業者名

### 福祉用具購入（領収書について）

例）

購入金額（税込）100,000 円

領収額が5万円を超える場合は印紙を貼付し、割印をする。

| 領 収 書  |      |
|--|------|
| 広城 花子 様 ①                                      | 収入印紙 |
| 領収金額 金 100,000 円 ②                             |      |
| <u>但し、入浴補助用具 A 社 シャワーキャリー (ABC-12) 代金として ③</u> |      |
| 上記金額正に領収しました。                                  |      |
| 令和●●年●●月●●日 ④                                  |      |
| 福祉用具販売事業者名 ⑤                                   |      |
| 電話 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 1 0                   |      |

## 領 収 書 作 成 例（受領委任払い）

特定福祉用具販売事業者は、利用者から支払いを受けた場合は、利用者に対し、以下の事項を記載した領収書を交付して下さい。

- ①被保険者本人様のフルネーム
- ②領収額（※小数点以下は切り上げ）
- ③製造業者及び販売した福祉用具の種目名、商品名（型式含む）
- ④領収日
- ⑤販売事業者名

### 福祉用具購入(領収書について)

例)  
購入金額（税込）33,333円 本人割合（1割）

領収額が5万円を超える場合は印紙を貼付し、割印をする。

|   |             |
|---|-------------|
| 領 収 書                                       |             |
| 広城 花子 様 ①                                   |             |
| 領収金額  | 金 3,334 円 ② |
| <u>但し、腰掛け便座 B社 ポータブルトイレ〇〇〇標準便座 (123-45)</u> |             |
| <u>(1割負担) 代金として ③</u>                       |             |
| 上記金額正に領収しました。                               |             |
| 令和●●年●●月●●日 ④                               |             |
| 福祉用具販売事業者名 ⑤                                |             |
| 電話 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 1 0                |             |

収入印紙

## 8. 留意事項

### (1) 介護認定審査中の福祉用具購入について

認定結果の前に福祉用具を購入できますが、認定後に支給申請書を提出してください。ただし、認定結果が非該当になった場合は支給ができません。あらかじめ利用者やご家族には説明と同意を得てください。

### (2) 入院・入所中の福祉用具購入について

入院・入所中で在宅に向けて退院・退所の見込みがある場合は福祉用具の購入は可能ですが、万が一退院・退所しなかった場合は支給できません。なお、入院・入所中で一時帰宅のために福祉用具を購入した場合も支給対象外です。

(1)と同様に退院・退所後に支給申請書の提出をしてください。

### (3) 被保険者が死亡した場合について

福祉用具を購入し被保険者が死亡した場合は、生前に福祉用具を利用していることが給付の条件です。

### (4) 自己負担額について

自己負担額は、保険給付額を先に計算（1円未満切り捨て）してから算出します。複数購入する場合、個々の税込金額で算出します。合計額からの算出ではありませんのでご注意ください。

### (5) 同一品目の再購入について

原則として、同一品目を再購入にかかる給付費の支給はありません。

ただし、通常の使用方法により破損または汚損し、使用継続が困難な場合や被保険者の身体状況の変化等においては認められることがありますので事前にご相談ください。

### (6) 部品購入費について

福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品が対象となります。ただし、交換が必要となった原因が著しく不適切な使用方法による場合は対象となりません。

### (7) 負担割合の適用・確認について

福祉用具購入費は基本的に領収書記載日時点における負担割合を適用します。自己負担割合は毎年8月に更新されますのでご注意ください。

ただし、7月末までに納品しており、事業者が領収する日時期が8月以降に遅れてしまった場合は変更前の負担割合を適用することができます。